

自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉規定

令和2年4月現在
(令和2年4月20日 改定)

〔普通定期・単利型〕

自由金利型定期預金（M型）のうち自動継続扱い以外・単利型のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

1.（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書あるいは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①～③の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行あるいは通帳に記帳しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

④ 中間払利息が当該定期預金の最低預入金額未満の場合には、中間利息定期預金は作成されません。

その場合には、当金庫所定の手続きにより中間利息をお支払いします。

以上

〔自動継続定期・単利型〕

自由金利型定期預金(M型)のうち自動継続扱い・単利型のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

4. (自動継続)

(1) 自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、証書あるいは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率（継続後の預金については第4条第2項）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して、自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%

C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%

D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①～③の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

6. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第5条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないあるいは通帳記載しないこととし、次により取扱います。

① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

以上

〔普通定期・複利型〕

自由金利型定期預金(M型)のうち自動継続扱い以外・複利型のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

7. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、証書あるいは通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

8. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①、②の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

9. (一部解約)

(1) この預金については、預入日の6か月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について解約の取扱い(以下「一部解約」といいます。)をします。

(2) 一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数および預入期間に応じた期限前解約時の利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。

(4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および残りの金額に適用される当金庫所定の利率によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取扱います。

以上

〔自動継続定期・複利型〕

自由金利型定期預金（M型）のうち自動継続扱い・複利型のものについては、次によるほかは定期預金共通規定各条項によります。

10. (自動継続)

(1) 自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書あるいは通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

11. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。）から満期日の前日までの日数および証書あるいは通帳記載の利率（継続後の預金については第10条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書あるいは通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合および反社会的勢力の排除に関する特約第2条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期限前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×40%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×30%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

※ 上記①、②の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、年365日の日割計算とします。

12. (一部解約)

(1) この預金については、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日以降、申出に基づき元金の一部について解約の取扱い（以下「一部解約」といいます。）をします。

(2) 一部解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し

て、証書あるいは通帳とともに取引店に提出してください。

この場合、一部解約金額は、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数および預入期間に応じた期限前解約時の利率によって計算し、一部解約金額とともに支払います。

(4) 一部解約後の残りの金額の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および残りの金額に適用される当金庫所定の利率によって計算し、満期日以後に支払います。

ただし、残りの金額について再度、一部解約をした場合には、一部解約金額について前項により取扱います。

(5) この預金の一部が解約されたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上